

一宮研伸大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程 学位論文に係る審査基準

1. 論文審査体制

「学位論文審査委員会」は院生の修士論文及び最終試験を行うために、委員のうちから主査1名、副査2名（以下、審査担当者）を配置する。なお、審査の厳格性の観点により、研究指導教員は主査を務めず、副査までとする。

2. 修士論文

修士論文の審査に当たっては、次の点を考慮しながら評価を行う。

1) 基本要件

- ・修士（看護学）の学位を受ける者は、本学大学院 DP に基づき、当該専門分野における学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。
- ・修士（看護学）の学位を受ける者は、研究計画の発表、修士論文審査委員会での研究発表を行い、質疑に対する確かつ明解に応答する必要がある。

2) 修士論文評価項目

- ①表題が内容を適切に表現している。
- ②研究動機や意義及び目的が明確である。
- ③研究方法が目的の達成のために妥当である。
- ④必要なデータを適切に収集している。
- ⑤データを適切に分析できている。
- ⑥研究目的に沿った分析や結果を示している。
- ⑦必要な文献を用いて、考察を深めている。
- ⑧一貫性・論理性のある議論が展開されている。
- ⑨倫理的配慮及び利益相反が適切である。
- ⑩発展性を有する研究である。

3) 評価基準

各審査担当者が独立して合否を点数化（各10項目につき各10点）し、評価する。

3. 最終試験（口頭試問）

1) 評価項目

- ①研究課題に関する知識が獲得され、整理されているか
- ②論文作成過程や修士論文発表における応答性
（表現力、質疑応答の適切性、発表態度の適正さ等）
- ③修士論文作成過程におけるスキルの獲得状況

2) 評価基準

上記評価項目について、修士論文としての水準に達していると認められるものを合格とする。